

# 令和5年度 かわまち広場における鮎料理提供事業者募集要項

## 1. 公募の目的

本市の秋の風物詩であり、300年以上の歴史を誇る伝統漁法「鮎やな」の風情を楽しみながら、鮎料理を堪能することができる「延岡水郷鮎やなでの食事の提供」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止（令和3年）や河川敷の営業（令和2年・令和4年）となっていましたが、新型コロナウイルス感染症が今後いわゆる「5類相当」となることを考慮し、令和5年度では「かわまち交流館における食事の提供」が可能となりました。

本市の歴史と伝統の深みや風情を楽しみながら鮎料理を堪能できるよう、これまで同様に「鮎やな」の架設をあわせておこなっていきます。

指定管理者（一般社団法人 延岡観光協会）においては、多くの方々に秋の風物詩である「鮎料理」を楽しんでいただくため、「かわまち広場」を活用した「鮎料理」の提供を行う事業者を募集します。

## 2. 出店場所及び施設

所在地 延岡市大貫町3丁目718番地（大瀬大橋下流左岸）

施設名 かわまち交流館（厨房）

## 3. 出店者の業務内容

### (1) 業務内容

- ① かわまち交流館を活用した鮎料理の提供
- ② かわまち交流館で食事をされる方の予約管理
- ③ かわまち交流館の清掃・消毒の他維持管理
- ④ 指定管理者と連携した鮎やなオープン式の開催

### (2) 期間及び営業時間

- ① 期 間 令和5年10月1日（日）から令和5年12月3日（日）（64日間）
- ② 営業時間 午前11時から午後3時、午後5時から午後10時

※ 営業期間中は、毎日の営業が必要です。ただし、この時間を超える営業については騒音規制法及び延岡市生活環境保護条例（第35条の2.3）で定める範囲であれば、これを妨げません。

- ③ 複数年の営業 今回の公募で選定された出店事業者は、希望があれば令和5年度から、令和9年度までの5カ年度にわたる鮎やな食事棟運営をおこなうことができます。

(3) 出店の準備・撤去に係る搬入搬出期間

- ① 搬入期間 令和5年9月19日（火）から（予定）
- ② 搬出期間 令和5年12月8日（金）まで（予定）

※ ただし、搬入期間・搬出期間ともに利用料金が発生することから、食事棟運営事業者と協議をおこなった上で各期間を変更することがあります。

#### 4. 出店に係る費用

(1) 利用料金

条例に基づき、下記の利用料金が生じます。

- ① 食事棟利用期間（令和5年10月1日～12月3日）

本募集に係る提出書類である「延岡市かわまち広場条例施行規則（以下「規則」という。）様式第2号」に記載する売上額（税抜）の18.1%相当額（16.5%に消費税率を乗じたもの。1,000円未満は、切上げ）。ただし、当該額が基本料金8,473,600円（かわまち広場条例（以下「条例」という。）第11条関係の別表1に基づき算出した金額）に達しない場合は、1日あたり132,400円で計算します。

- ② 出店の準備期間（令和5年9月19日から令和5年9月29日）

条例別表第2の料金表に基づく利用時間に応じた金額

準備に係る使用を行った時間を利用時間として計算します。

※ 鮎やなオープン式については、指定管理者の業務に含まれるため、当日のかわまち交流館の利用料金を免除します。

(2) 利用料金の支払いと精算

利用料金の支払い

条例第11条の規定により、4-(1)で算出した利用料金を利用開始の前日（令和5年9月30日）までにお支払いいただきます。

※ お支払いいただいた利用料金は原則還付できませんのでご注意ください。

利用料金の精算について

4-(1)において見込んだ利用料金については、利用期間終了後に規則第6条の規定により確定する実際の売上金額により精算を行います。

※ 売上金額の確認方法は、原則として施設に備え付けのレジスターにより管理いたします。

### (3) その他の費用

- ① 鮎の購入費用 伝統鮎やなで漁獲された鮎（概ね 80g 以上のもの）は、次の金額で当協会から購入していただきます。（落ち鮎を含む天然鮎・・・1kg 当たり 2,500 円（税込））
- ② かわまち交流館の備品以外については、事業者の負担において準備するものとします。
- ③ かわまち交流館において使用する電気、ガス、水道等の光熱水費、ゴミの処理費用、その他飲食店（鮎処）の営業に関して必要な経費は、事業者の負担となります。

## 5. 募集する事業者数

3-(1)に定める業務内容を行う事業者 1 者を募集します。

## 6. スケジュール

公募期間	令和 5 年 4 月 21 日（金）～令和 5 年 6 月 20 日（火）
質問受付期間	令和 5 年 4 月 24 日（月）～令和 5 年 6 月 16 日（金）
事業者の決定	令和 5 年 6 月 30 日（金）
事業者への通知	令和 5 年 7 月 3 日（月）
利用申込	令和 5 年 7 月 4 日（火）
鮎やなオープン式	令和 5 年 9 月 30 日（土）（予定）
店舗オープン	令和 5 年 10 月 1 日（日）

## 7. 出店における留意事項

### (1) 店舗営業の原則

- ① 延岡市伝統鮎やな憲章を遵守してください。
- ② 鮎の塩焼き・鮎のみそ焼き・鮎飯・鮎の甘露煮の提供を必須とします。

（参考）延岡市伝統鮎やな憲章（平成 22 年 4 月）

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1、 故郷延岡は清流を誇り 300 年を超える鮎やなの伝統がある。この伝統を守るため関係者および市民は努力するものとする。</li><li>2、 伝統鮎やなどは築師の技により資源保護に配慮しつつ清流五ヶ瀬川の鮎やな漁を行い、お客様に鮎を食べて頂くものを言う。</li><li>3、 伝統鮎やなは落ちた天然鮎の全てをお客様に提供する。</li><li>4、 伝統鮎やなはお客様に天然、養殖を明示し提供する。</li><li>5、 伝統鮎やなはサービスの改善に努めお客様の笑顔を求め続ける。</li><li>6、 伝統鮎やなは育み続けてきた技を市民、お客様に伝えるよう務め関係者が協力し、水郷延岡の魅力を世界に発信する。</li></ol> |
|--|

### (2) 営業日

原則 3-(1)-②で定める期間は毎日営業をしてください。ただし、自然災害及び新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、延岡市の指示により営業を休業又は中止とする場合があります。

### (3) 営業時間

原則 3-(2)-②で定める時間は営業をしてください。この時間を超える営業については、条例、騒音規制法など、関係法令で定める範囲の営業時間であれば、これを妨げません。

### (4) 営業に関する注意事項

- ① 自然災害による店舗の休業、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響による出店中止の可能性があります。これらの判断については延岡市が決定するものとし、指示に従っていただきます。
- ② 上記①等の状況により、店舗の休業及び営業中止となった際の休業補償等はありません。
- ③ 国の定める「外食業の事業継続のためのガイドライン」及び指定管理者が策定する「新型コロナウイルス対応ガイドライン」の遵守をお願いします。
- ④ 営業許可の申請、その他飲食店を営業する際に必要な諸手続きは、事業者が行ってください。
- ⑤ 保健衛生に関する法令については、遵守してください。
- ⑥ かわまち交流館を第三者に転貸することや、その使用权を譲渡することはできません。
- ⑦ 伝統鮎やなのイメージを損なわないよう従業員の服装、接客態度等に十分に気を付けてください。
- ⑧ かわまち交流館は、常に清潔を保ってください。
- ⑨ 食事棟営業後は、ダクトの清掃やグリストラップの吸い取り、焼き場の砂入れ替えを含め、食事棟営業前と同様の状態にしてください。
- ⑩ その他定めのない事項については、事業者と指定管理者の協議の上、決定していくこととします。

## 8. 報告書の提出

出店者は、12月22日（金）までに、営業期間中の各期日における来客者数及び売上額を記載した報告書を指定管理者に提出してください。このほか、運営状況の適宜把握のために、週報を作成し、指定管理者に提出してください。

## 9. 出店の取り消し

下記に該当する場合は、出店を取り消します。

- (1) 条例又は規則に違反したとき。
- (2) 出店の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、かわまち広場の管理又は運営上やむを得ない理由があるとき。

## 10. 損害賠償

事業者は、飲食店の営業にあたり、指定管理者または第三者に損害を与えたときは、指定管理者の故意または過失によるものを除き、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。

また、事業者が「11」に記載する応募手続き等において、虚偽の内容を申告し、または「11-1」の応募資格を満たさないにもかかわらず事業者となったことによって指定管理者に損害を与えた場合は、その損害のすべてを賠償しなければなりません。

## 11. 応募手続き等

### (1) 応募者の資格

応募資格者は、法人その他の団体または個人とし、次の要件を満たしているものとします。

- ① 延岡市伝統鮎やな憲章の趣旨を理解し、伝統鮎やなの存続に意欲があること
- ② 良質な飲食物及び優良なサービスを提供できる能力を有すること
- ③ 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者でないこと
- ④ 本社、支社、支店等の事務所の所在地が延岡市内に存在し、可能な限り延岡市民を従業員として雇用すること
- ⑤ 団体の代表者または本人が成年被後見人、被保佐人または破産者でないこと
- ⑥ 市税を完納していること
- ⑦ 応募するにあたり、営業期間中に使用する養殖鮎等の手配が可能であるもの

### (2) 応募の申込み

応募申込書類の提出は持参により行ってください。郵送による受付は行いません。

### (3) 応募時提出書類

- ① 応募申込書（様式1号）
- ② かわまち交流館利用申請書（様式第2号）
- ③ 法人その他の団体である場合は、団体の定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
- ④ 法人である場合は、当該法人の登記事項証明書（原本）
- ⑤ 個人である場合は、住民票の写し（原本）
- ⑥ 市税の滞納がない旨の完納証明書

※ 登記事項証明書、住民票の写しは提出日前3か月以内に発行されたものとします。なお、申込みにかかる費用は応募者の負担とし、提出書類は理由を問わず返却しません。

### (4) 提出期間

期間は令和5年4月24日(月) から令和5年6月20日(火)までとし、受付時間は午前9時から午後5時までの間とします。ただし、土曜日・日曜日・祝日は受け付けることができません。なお、書類提出後に応募を取り下げの場合は、辞退届け（任意様式）を提出してください。

(5) 提出場所

〒882-0053

延岡市幸町2丁目125 ココレッタ延岡2階

一般社団法人延岡観光協会

電話：0982-29-2155 FAX：0982-29-2025

(6) 質問事項の受付

① 受付期間

令和5年4月24日(月) から 令和5年6月16日(金)まで

② 受付方法

質問表(様式3号)に記入の上、電子メール、ファクス、郵送で行うものとします。電話での質問は受け付けません。 E-mail：iwamoto@nobekan.jp